

富士見市立地適正化計画審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、富士見市立地適正化計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受付）

第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、当該開催日の開始時刻までに、受付において審議会傍聴者受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、係員の指示に従い会場に入室することができる。

（入場の禁止）

第3条 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が審議会の会議の運営に支障があると認めた者は、傍聴席に入場することができない。

（遵守事項）

第4条 傍聴者は、審議会の会議を傍聴するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）審議会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと。
- （3）会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- （4）会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- （5）会場内で、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- （6）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- （7）審議会で聴取した内容を特定の氏名等をあげて中傷しないこと。

（退場）

第5条 会長は、傍聴者が前条の規定を遵守せず、そのために審議会の会議の進行が妨害されたときは、当該行為を制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者に退場を求めることができる。

2 傍聴者は、退場を求められたとき、又は審議会の会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、会長が決定するものとする。

ただし、委員から異議があるときは、会長が審議会に諮って決定する。

附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

別記様式 1 （第 2 条関係）

審議会傍聴者受付簿

年 月 日

	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			